



福議発第一四九号

昭和四十五年八月七日

福生市長

石川常太郎殿

会議録の送付について

昭和四十五年第一回福生市議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

福生市議会議長

石川信義印

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25×20=500

一、般實向
（高反）
第一回定例

一、般實向
（岩田）

一、般實向
（天野）

一、般實向
（中里）

一、般實向
（大沼）

一、般實向
（川形）

十三

議十四

十五



第一 回福生町議会定例会議録 (第二号)

昭和四年三月十二日福生町議会議場に第一 回福生町議会定例会が召集

された。

一、出席議員は次のとおりである。

一番 森田香雄君 二番 中西長蔵君 三番 杉本育雄君

四番 坂野鉄之助君 五番 松本平九郎君 六番 関末吉君

七番 末永清男君 八番 中里元一君 九番 下野行夫君

十番 川杉重雄君 十一番 加藤清一君 十二番 伊東忠次郎君

十三番 中村国太郎君 十四番 高橋子春君 十五番 水谷清一君

十六番 石川繁伯君 十七番 高橋子春君 十八番 高橋忠君

十九番 岩田博君 二十番 伊藤弘之君 二十一番 小堀仁七君

二十二番 小林暢吉君 二十三番 田村匡雄君 二十四番 石川信義君

一、欠席議員は次のとおりである。

なし

一、欠員は次のとおりである。

ほし

一、議会議事事務局職員は次のとおりである。

議事 局長 島田 君 議事 係長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川常太郎 君 助 役 篠崎俊夫 君 収入役 橋本孝蔵 君

教育長 河田信二 君 調査室 主 査 下野忠一 君 調査室 主 査 工野重勝 君

課 総 務 長 高水 水 君 課 税 務 長 古谷徳男 君 課 住 民 乙津泉吉 君

課 民 生 長 森田 武 君 課 産 業 長 河田和雄 君 兼 土 木 課 長 兼 市 計 課 長 森田 雄 君

課 水 道 長 生子国利 君 課 教 育 長 沢 負 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 田村忠雄 君

土 木 都 市 計 画 課 長 須見裕康 君 教 育 課 長 心得 中村 浩 君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 町長の施政方針演説

日程第四 一般質問

日程第五 議案第七号 福生町職員定数条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第八号 福生町の課に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第九号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第十一号 福生町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第十二号 福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条例

日程第十一 議案第十三号

福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第十四号

福生町都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第十五号

福生町特別会計条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第十六号

福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第十七号

福生町清掃条例の一部を改正する条例

日程第十六 議案第十八号

福生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第十七 議案第十九号

町議会で議決すべき事件の指定に関する条例を廃止する

条例

日程第十八 議案第二十号

青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の変更について

日程第十九 議案第二十一号

昭和四十四年度福生町一般会計補正予算（第六号）

日程第二十 議案第二十二号

昭和四十四年度福生町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第二十一 議案第二十三号

昭和四十四年度福生町公益質屋特別会計補正予算（第一号）

日程第二十二 議案第二十四号

昭和四十四年度福生町学校用地特別会計補正予算（第一号）

日程第二十三 議案第二十五号

昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予算（第三号）

日程第二十四 議案第二十六号

昭和四十五年度福生町一般会計予算

日程第二十五 議案第二十七号

昭和四十五年度福生町国民健康保険特別会計予算

日程第二十六 議案第二十八号

昭和四十五年度福生町公益質屋特別会計予算

日程第二十七 議案第二十九号

昭和四十五年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計予算

日程第二十八 議案第三十号

昭和四十五年度福生町と畜場特別会計予算

日程第二十九 議案第三十一号

昭和四十五年度福生町水道事業会計予算

日程第三十 議案第三十二号

昭和四十五年度福生町公共用地特別会計予算

日程第三十一 議案第三十三号

財産の処分について

日程第三十二 請願第一号

排水溝設置に関する請願書

日程第三十三 請願第二号

町道舗装に関する請願書

日誌第三十三 晴 晴
 日誌第三十二 晴 晴
 日誌第三十一 晴 晴
 日誌第三十 晴 晴
 日誌第二十九 晴 晴
 日誌第二十八 晴 晴
 日誌第二十七 晴 晴
 日誌第二十六 晴 晴
 日誌第二十五 晴 晴
 日誌第二十四 晴 晴
 日誌第二十三 晴 晴
 日誌第二十二 晴 晴
 日誌第二十一 晴 晴
 日誌第二十 晴 晴
 日誌第十九 晴 晴
 日誌第十八 晴 晴
 日誌第十七 晴 晴
 日誌第十六 晴 晴
 日誌第十五 晴 晴
 日誌第十四 晴 晴
 日誌第十三 晴 晴
 日誌第十二 晴 晴
 日誌第十一 晴 晴
 日誌第十 晴 晴
 日誌第九 晴 晴
 日誌第八 晴 晴
 日誌第七 晴 晴
 日誌第六 晴 晴
 日誌第五 晴 晴
 日誌第四 晴 晴
 日誌第三 晴 晴
 日誌第二 晴 晴
 日誌第一 晴 晴



議長(石川信義君) 予前十時三十分開会
 生計課今定例会を閉会いたします。

議長(石川信義君) ニハナリ本日の会議を閉じます。

日誌ヤ一公議録署を議員の指を好います。
 公議録署を議員の指を好います。
 の規定にナリ議長において

ナ九番 岩田博君
 ニナ番 仲沢弘之君
 ニナ番 小澤仁七君
 以上三名を指定いたします。

議長(石川信義君) 二の陳報費事項がありそうです。事務局長を各諸般の報告をいたします。

島田藤公事務所長報告

方圓福生内儀合定研公の招集にフク引添参照

謙東の選は、
フク
引不
家選

議決を以て説明員の本席要求に反し、引当診療所

十月
分册
月刊
出版
检查
报告
结果
报告

十一月分例月本
查與祀
果報告

十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本
十一月分月本

月分所日本創刊百集福祿東部告(引考參照)

○議長(石川信義君)以エズ報告ハ終リナリ。

議長(石川信義君) 日程オニ
今期の決定を議題といふに
す。

今不定例の会期につきは、議合運賃委員会にお
き検討せらるゝおりです。委員長から報告願ひす
す。

謙公運虞不負長 森田喬唯君
 謙公運虞不負長 森田喬唯君

議合軍原委員長(木村香隆君)が
ご指図がありましたので、議

合軍處委員の経過と結果につて報告した。三月七日午前九時に閉會し、余

定例の合期、日程等に於て協議したし
 合議に於ては事務局長より日程案に於て
 就

明を問ふ、予算審議
 会と申す之る定例
 会と申すアリ、
 予算の概算の由に
 出申すアリ、二

冒頭に願ひ
 議案の審議につ
 ぎ予そは議
 会の慣習

にあり、各例、予尊、南無の順序にヨ程セ編成するニ
とし、その好と順序にフミテ示さば、予カトニ既

初のとあり、
合朝につく子とくは、
審議の果字が二十九件

あり、当初予算一般会計十億四千五百圓を以てはじめた時別会計もあり、一部には即決を必要としあげたものもありましたが、三月十五日までの十四日間を通じて、

議長(石川信義君)

以上が本委員長の報告は終りました。

各本委員会におりまして十分なる二層査を願います。委員とて即決した不承であります。ほお一般質問につきは発言の要求時間長く、その子も遅滞したとす。と合議時間定刻限近くにはリます。が、さうなうも延公とせざる。時間の延長にあり一に全日程を処理さうしたたくことに本席委員の意見の一致をみす。

また理事者より、取員の給子取前にもない全員の議会の申し本あり。本委員会は了承したとあり。のさありかじめ承知。おさ願います。以上不承なり。本議会は今後力年、けの大綱を決定する下切は四月間あり、躍進する福生町のため、議員各位の海軍は二層議を賜り、かつ二めにする遅滞も内増に進められす。ようご協力のほどご要望申しあげ、報告いたします。



議長(石川信義君)

二層議はこと認めす。よろしく合期は

四月間と決定をいたしました。

おほかりんたします。合期につきすは、ただいま委員長から報告されたとおり三月十一日から三月二十五日の十四日間としたことと、思ふす。が二めに二層議ごいませんか。

二層議はこと呼ぶ有あり。

議長(石川信義君)

次に日程オ三市長の施政方針演説

二の果市長から昭和四十一年度施政方針について、その大綱説明のため発言申し出が有り。す。はのぐ二のを許す。にします。市長石川常太郎君

(市長石川常太郎君登壇)

議長(石川常太郎君) 本日は例会をお開きいただき、全員の議員さん方にはご多用中、ご出席いただきありがとうございます。



貴重なるお時間を拝借致しまして誠に厚くお礼
申しあげます。福生町は行政執行以来本年で廿
三周年の御やかい手を迎へました。こうに
三万都市法の成立により市単格に希望あはれる新市
度を迎へることができましてことは誠に意義深いものか
あります。

さてこの機会に私が市の将来につくすの才針を申し
述べ、その所信を表明いたすことができましては、
私の無上の光栄であります。私のさへ快とするところであ
ります。

思うに一昨年五月より全日本三万有余の町と市に
地方自治法の一部を改正する特例法、いわゆる三万都
市法の成立を期して参りましたが、幸いにその各方面
の理解と承蒙によりまして、去る三月二日お正月の四日
に衆議院はういに参議院におきまして、
議院の成立に決成されましては、議員各位はう
に、



いに市民の育ちと共によりかき喜び申しあげざる不
可なりと存じます。この間二年間にあつては、いかに
の困難と起つたを越え、たゞ子め努力の結果が今日の
成果と申さうに申さうでございます。誠に感無量
にたては、おやでございます。議員各位におかれま
しては、この間に参りましては、各々その立場を越え、
一致協力してこの運動の推進につくす。その功績は誠に
めでたきものであります。全国の関係には、もとより関
係する方面からその名が高く評価されております。この
二の運動の成立が、福生町の議員各位の創見に
あつたものであります。子に国合におきましては、
二努力に報いるために、子に国合におきましては、
国合議員の先生方の厚意に、おきましては、
趣旨に基つて、早期に市制施行を實現すべきもの
と深く期するものであります。政令の施行を積極
的に運動をはじめたい考えであります。二の準備のた

